

4. 平成22年度 国民健康保険(市町村)の財政状況等について＝速報＝

1. 市町村国保の財政状況

(1) 収入については、保険料(税)収入は対前年度比で2.1%(644億円)減となっている。

これは、所得の減少に伴う調定額の減少が主な要因と考えられる。(表1)

前期高齢者交付金は、2兆7,131億円で、対前年度比で1.7%(442億円)増となっている。

また、都道府県支出金が、対前年度比5.4%(448億円)増となった他、一般会計繰入金については、法定分で対前年度比7.0%増(284億円)、法定外分では、対前年比10.5%(378億円)増となっている。

(2) 一方、支出については、保険給付費は、対前年度比で3.2%(2,708億円)の増となっている。後期高齢者支援金は、1兆4,513億円で、対前年比で8.0%(1,264億円)の減となったが、介護納付金は、6.2%(368億円)増となっている。

(3) 医療給付分及び介護分(介護納付金に関するもの)を合わせた収支状況については、収入合計は13兆1,253億円、支出合計は12兆9,900億円であり、それらの収支差引合計額は1,353億円となっている。

単年度収入12兆7,971億円から単年度支出12兆7,677億円を控除した単年度収支差は294億円であり、さらに、これに国庫支出金精算額等(▲611億円)を考慮した精算後単年度収支差引額は▲317億円となっている。

(4) 一般会計繰入金(法定外)のうち決算補てん等を目的とする3,583億円を収入から除いた精算後単年度収支差引額は、3,900億円の赤字となり、依然として厳しい財政状況が続いている。(一般会計繰入金(法定外)の内訳は表1-2を参照。)

なお、基金積立金等は、2,917億円となっている。

表1 国民健康保険の財政状況（市町村） = 速報ベース =

科 目		平成21年度(実績)			平成22年度(見込)			全体の対前 年度増減額	全体の対前 年度伸び率	
		全体	(再掲) 医療給付分	(再掲) 介護分	全体	(再掲) 医療給付分	(再掲) 介護分			
入	単年度 収入	保 険 料 (税)	億円 30,495	億円 27,955	億円 2,540	億円 29,851	億円 27,353	億円 2,498	億円 ▲644	% ▲2.1
		国 庫 支 出 金	32,280	29,717	2,563	33,182	30,458	2,724	903	2.8
		療 養 給 付 等 費 交 付 金	5,859	5,859	-	6,027	6,027	-	168	2.9
		前 期 高 齢 者 交 付 金	26,690	26,690	-	27,131	27,131	-	442	1.7
		都 道 府 県 支 出 金	8,269	7,698	570	8,716	8,106	610	448	5.4
		一 般 会 計 繰 入 金 (法 定 分)	4,046	3,970	76	4,330	4,244	87	284	7.0
		一 般 会 計 繰 入 金 (法 定 外)	3,601	・	・	3,979	・	・	378	10.5
		共 同 事 業 交 付 金	14,247	14,247	-	14,379	14,379	-	132	0.9
		直 診 勘 定 繰 入 金	1	1	-	1	1	-	0	0.2
		そ の 他	507	・	・	375	・	・	▲132	▲26.0
		小 計	125,993	・	・	127,971	・	・	1,978	1.6
		基 金 繰 入 (取 崩) 金	643	・	・	717	・	・	73	11.4
		(前年度からの)繰越金	2,418	・	・	2,552	・	・	135	5.6
市 町 村 債	7	・	・	13	・	・	6	84.9		
合 計 (収 入 総 額)	129,061	・	・	131,253	・	・	2,192	1.7		
出	単年度 支出	総 務 費	1,939	・	・	2,047	・	・	108	5.6
		保 険 給 付 費	85,550	85,550	-	88,258	88,258	-	2,708	3.2
		後 期 高 齢 者 支 援 金	15,776	15,776	-	14,513	14,513	-	▲1,264	▲8.0
		前 期 高 齢 者 納 付 金	45	45	-	25	25	-	▲20	▲43.9
		老 人 保 健 抛 出 金	778	778	-	199	199	-	▲578	▲74.4
		介 護 納 付 金	5,900	-	5,900	6,268	-	6,268	368	6.2
		保 健 事 業 費	897	897	-	924	924	-	26	2.9
		共 同 事 業 抛 出 金	14,231	14,231	-	14,349	14,349	-	118	0.8
		直 診 勘 定 繰 出 金	50	50	-	49	49	-	▲1	▲2.3
		そ の 他	760	・	・	1,045	・	・	285	37.5
		小 計	125,927	・	・	127,677	・	・	1,751	1.4
		基 金 積 立 金	366	・	・	396	・	・	30	8.2
		前年度繰上充用(欠損補填)金	1,833	・	・	1,811	・	・	▲22	▲1.2
公 債 費	16	・	・	16	・	・	▲0	▲1.7		
合 計 (支 出 総 額)	128,143	・	・	129,900	・	・	1,758	1.4		
単年度収支差引額 (A)		66			294			228		
収支差引合計額(収入総額-支出総額)		919			1,353			434		
国庫支出金精算額等 (B)		▲163			▲611			▲447		
精算後単年度収支差引額 (A)+(B)		▲97			▲317			▲220		
決算補填のための一般会計繰入金 (C)		3,153			3,583			430		
決算補填のための一般会計繰入金を除いた場合の 精算後単年度収支差引額 (A)+(B)-(C)		▲3,250			▲3,900			▲650		
基 金 積 立 金 等		3,266			2,917			▲349		

(注1) 平成22年度は、東日本大震災により被災した一部の保険者(2保険者)の数値を含んでいない。

(注2) 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。

(注3) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっており、平成21年度の精算は平成23年度に、平成22年度の精算は平成24年度にそれぞれ行われる。

(注4) 「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、療養給付費負担金及び療養給付費等交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。

(注5) 「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の療養給付費負担金・療養給付費等交付金に係る精算額を加えたものである。ただし、純資産は以下のように計算している。

$$\begin{aligned} \text{*純資産} &= (\text{基金等保有額} + \text{次年度への繰越金} + \text{貸付金等} + \text{その他の資産}) \\ &\quad - (\text{繰上充入金(当年度赤字額)} + \text{当年度末市町村債残高} + \text{その他の負債}) \end{aligned}$$

(注6) 医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は平成22年度で108億円となる。

(注7) 一般会計繰入金(法定分)のうち、保険基盤安定(保険者支援分)、保険基盤安定(保険料軽減分)及び基準超過費用については、国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。

(注8) 一般会計繰入金(法定外)については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。

①は主に、事後的な決算の補てん、地方独自の保険料の負担緩和等に充てることを目的とし、

②は主に保健事業や事務費への充てん目的となっている。

表1-2

一般会計繰入金（法定外）の内訳

[決算補てん等目的]											(億円)	
項目	保険料(税)の負担緩和を図るため	保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独の保険料(税)の軽減額	単年度の決算補填のため	累積赤字補填のため	地方独自事業の医療給付費波及増	任意給付費に充てるため	医療費の増加	後期高齢者支援金	公債費、借入金利息	高額療養費貸付金	決算補てん等目的分計
金額	1,004	150	46	1,576	133	266	34	336	37	1	0	3,583
割合	25.2%	3.8%	1.1%	39.6%	3.3%	6.7%	0.9%	8.4%	0.9%	0.0%	0.0%	90.0%

[決算補てん等以外の目的]								
項目	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交)	基金積立	返済金	その他	決算補てん等以外の目的分計	一般会計繰入金(法定外)
金額	114	7	0	24	3	248	396	3,979
割合	2.9%	0.2%	0.0%	0.6%	0.1%	6.2%	10.0%	100.0%

(出所) 国民健康保険課調べ

- (5) 単年度収支差でみた場合の赤字保険者の全体に占める割合は52.3%(1721保険者中901保険者)で、前年度から0.8%ポイント(15保険者)減少し、赤字額も赤字保険者の合計で945億円となり、前年度から23億円減少した。

表2 単年度収支差黒字・赤字保険者の状況(市町村)

年度	保険者総数	単年度収支差引額	黒字保険者			赤字保険者			赤字保険者の内訳			
			保険者数		黒字額	保険者数		赤字額	新規赤字保険者		継続赤字保険者	
			割合	黒字額		割合	赤字額		保険者	億円	保険者	億円
平成	保険者	億円	保険者	%	億円	保険者	%	億円	保険者	億円	保険者	億円
18	1,818	▲72	868	47.7	761	950	52.3	▲833	280	▲287	670	▲546
19	1,804	▲1,290	521	28.9	327	1,283	71.1	▲1,616	576	▲715	707	▲901
20	1,788	93	976	54.6	1,116	812	45.4	▲1,024	222	▲172	590	▲851
21	1,723	61	808	46.9	1,028	915	53.1	▲962	457	▲372	458	▲590
22	1,721	294	820	47.6	1,239	901	52.4	▲945	371	▲336	530	▲609

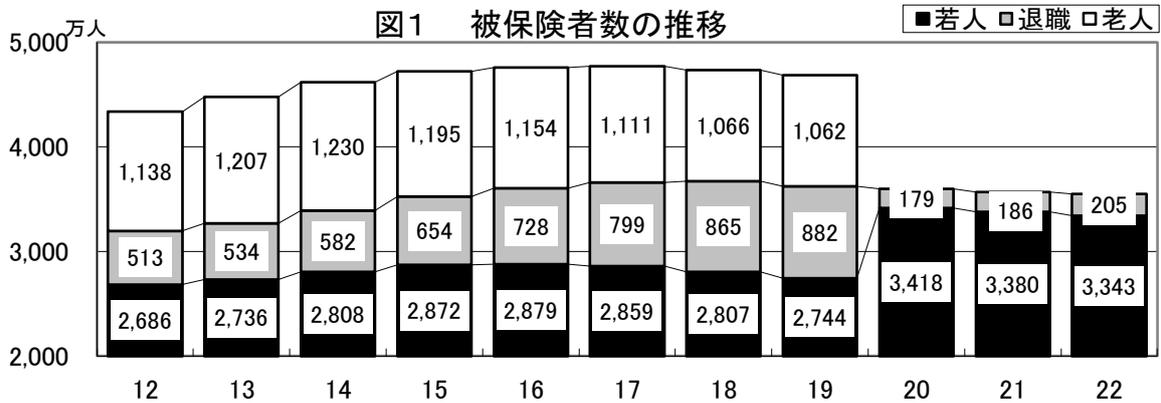
注1) 単年度収支差引額は、医療給付分と介護分を合わせたもの。

注2) 割合は、保険者総数に対する割合である。

注3) 平成22年東日本大震災により被災した一部の保険者(2保険者)の数値を含んでいない。

2. 被保険者数

被保険者数については、退職被保険者等(図1の退職)は対前年比で19万人増加して205万人となったが、その他の者(図1の若人)は3,380万人から3,343万人に減少し、合計では、前年度より19万人減少して3,548万人となっている。



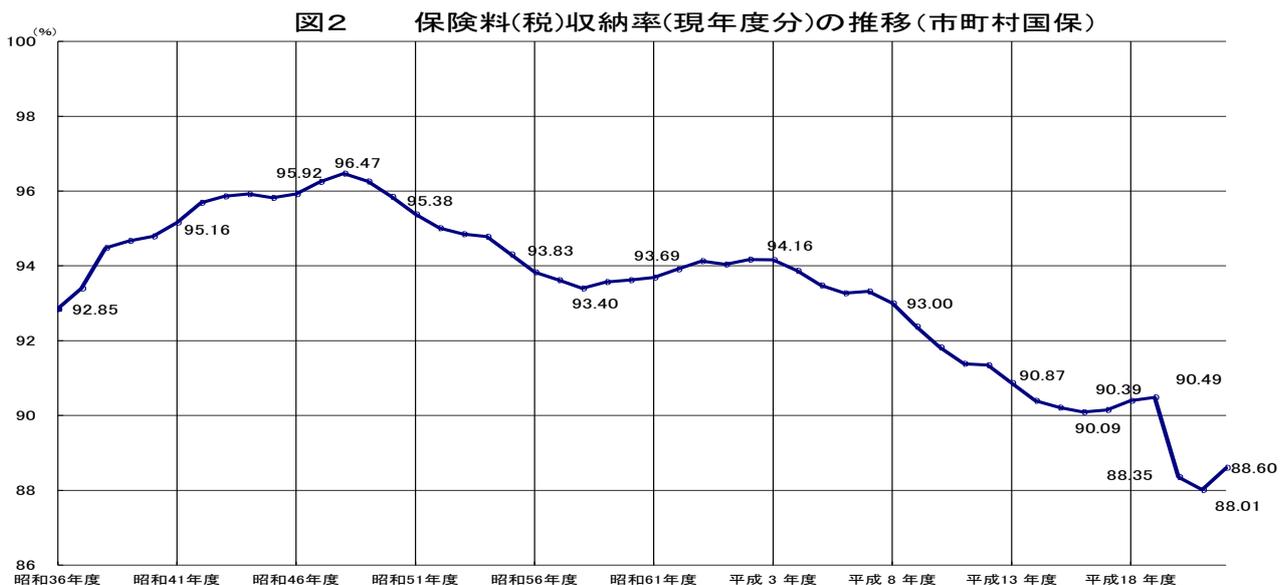
(注1) 被保険者数は年度末現在である。

(注2) 平成22年度は、東日本大震災により被災した一部の保険者(2保険者)の数値を含んでいない。

3. 保険料(税)の収納状況

(1) 保険料(税)の収納率(現年度分)は、全国平均で前年度より0.59%ポイント上昇し88.60%となり、後期高齢者医療制度創設以降初めて上昇に転じた。

収納率の上昇の要因としては、保険料(税)減免措置の拡大や景気が比較的安定したことにより納付し易い環境が整ったこと等によるものと考えられる。(図2)



(注) 平成22年度は、東日本大震災により被災した一部の保険者(2保険者)の数値を含んでいない。

(2) 収納率を保険者規模別にみても、統計を取っている全ての規模別で上昇に転じており、

市部平均で前年より0.60%ポイント、町村部平均で前年より0.53%ポイント上昇し、収納率の低下に歯止めがかかった。(表3図3)

表3 保険者規模別保険料(税)収納率(市町村)

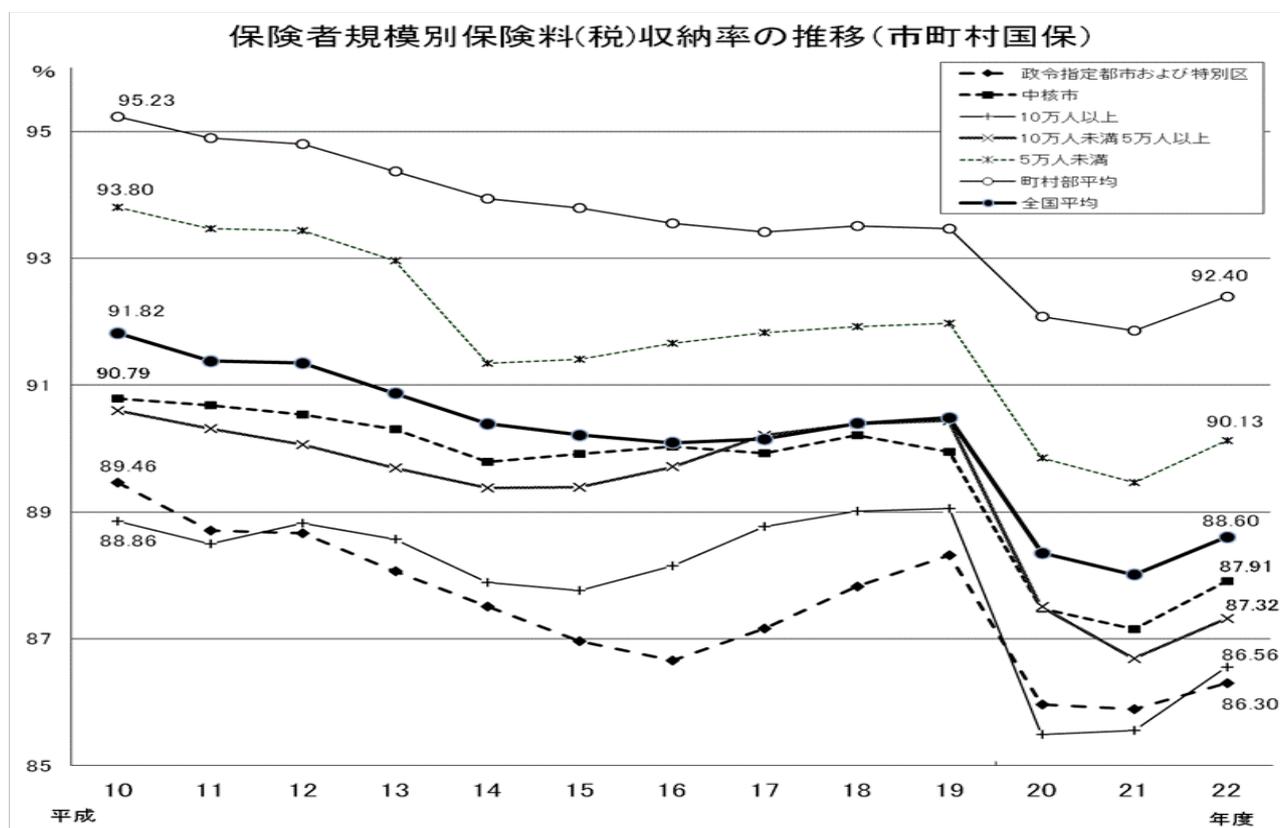
年度	全国平均		市部平均		政令都市及び特別区		中核市		10万人以上		5万人以上10万人未満		5万人未満		町村部平均	
	増減差		増減差		増減差		増減差		増減差		増減差		増減差		増減差	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成18	90.39	0.24	90.02	0.28	87.82	0.66	90.21	0.28	89.01	0.25	90.39	0.18	91.92	0.10	93.51	0.09
19	90.49	0.09	90.13	0.11	88.32	0.50	89.94	▲0.27	89.05	0.04	90.44	0.05	91.98	0.05	93.47	▲0.04
20	88.35	▲2.13	87.91	▲2.22	85.97	▲2.36	87.48	▲2.47	85.49	▲3.56	87.51	▲2.93	89.85	▲2.12	92.08	▲1.39
21	88.01	▲0.34	87.58	▲0.33	85.89	▲0.08	87.16	▲0.32	85.56	0.07	86.69	▲0.82	89.47	▲0.38	91.88	▲0.20
22	88.60	0.59	88.19	0.60	86.30	0.41	87.91	0.75	86.56	1.00	87.32	0.63	90.13	0.66	92.40	0.53

注1) 市部内訳における保険者規模は、年度平均の被保険者数による。

注2) 広域連合及び事務組合については、設立母体に市が存在する場合は市部、それ以外は町村部とし分類している。

注3) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(小数点第2位未満四捨五入)

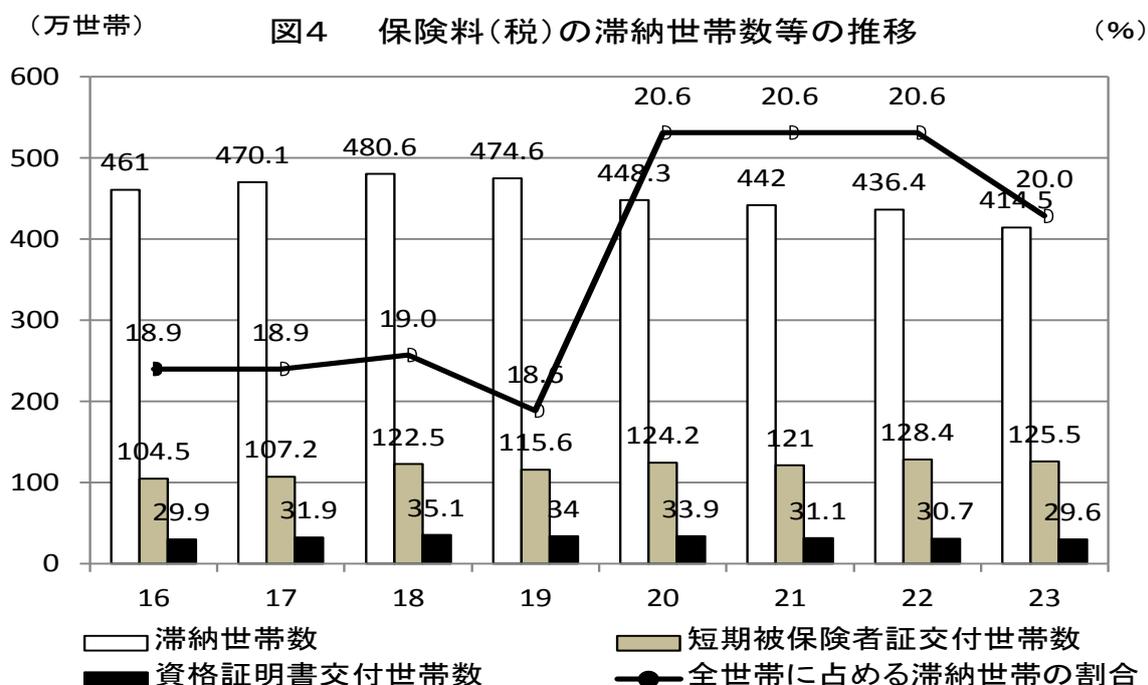
注4) 平成22年度は、東日本大震災により被災した一部の保険者(2保険者)の数値を含んでいない。



(注) 平成22年度は、東日本大震災により被災した一部の保険者(2保険者)の数値を含んでいない。

(3) 平成23年6月1日現在における保険料(税)に一部でも滞納がある世帯数については、

前年より21.9万世帯減少して414.5万世帯となった。市町村国保の全世帯に占める滞納世帯の割合についても、前年に比べて0.6%ポイント減って、20.0%となった。なお、短期被保険者証交付世帯は、125.5万世帯、資格証明書交付世帯は、29.6万世帯といずれも減少した。(図4)



(出所) 保険局国民健康保険課調べ
 注1) 各年6月1日現在の状況。
 注2) 平成23年は速報値。